

## 小児慢性特定疾病医療意見書の作成に係る留意点について

平成27年1月から施行された新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度では、指定医の先生方の職務として、（ア）小児慢性特定疾病の医療費助成の支給認定申請に必要な書類（医療意見書、人工呼吸器等装着者申請時添付書類）の作成、（イ）小児慢性特定疾病に係る調査及び研究への協力があります。

特に書類の作成について、御留意いただきたい事項を以下に記載しておりますので御確認ください。

### （1）医療意見書について

医療意見書（以下「意見書」といいます。）は、新制度では個別の疾病ごとに様式が定められています。また、意見書の作成に際しては、指定医が該当する疾病の意見書をダウンロードのうえ記載し、申請者にお渡しください。

また、成長ホルモン治療を行う場合には、別途、成長ホルモン治療意見書の添付が必要になります。

なお、成長ホルモン治療の申請を初めて行う際には、成長ホルモン治療意見書に加えて検査データについても別途添付してください。

おって、平成26年12月18日に厚生労働省から示された、小児慢性特定疾病の対象疾病や各種基準は、以下のホームページで確認していただくことができます。小児慢性特定疾病情報センター（<http://www.shouman.jp/>）

上記ホームページ中「小児慢性特定疾病とは？」のページで、疾患の検索や意見書の一括ダウンロードが可能になっております。また、各疾病について、意見書のフォーマットとともに、疾病の概要、診断の手引き（小児慢性特定疾病医療費の支給認定対象基準）も参照できるようになっていますので、御参考の上、意見書の作成をお願いいたします。

### （2）人工呼吸等装着者申請時添付書類について

新制度では、新たに、人工呼吸器等装着者という認定基準が設けられています。

受診者が、認定されている疾病もしくは申請しようとしている対象疾病によって、人工呼吸器等（人工呼吸器・体外式補助人工心臓等・埋め込み式補助人工心臓）を使用している場合には、指定医が、人工呼吸等装着者申請時添付書類に記載していただくことになります。

人工呼吸器等装着者の認定基準は以下のとおりです。

#### 【全般】

食事、更衣、ベッドから車いす等への移乗、屋内外での移動について、全介助又は部分介助の状態であること。

### 【人工呼吸器】

以下の全てを満たすこと

- ① 小児慢性疾患の認定を受けた疾患で装着していること
- ② 常時（ほぼ24時間）装着していること
- ③ 現に装置を稼働させ人工呼吸を施行していること
- ④ 離脱の見込みがないこと

### 【体外式補助人工心臓・埋め込み式補助人工心臓】

以下の全てを満たすこと

- ① 小児慢性疾患の認定を受けた疾患で装着していること
- ② 現に装置を稼働させ循環の維持をしていること
- ③ 離脱の見込みがないこと

なお、重症患者と人工呼吸器等装着者の両方に該当する方の場合、人工呼吸器等装着者申請のみの申請で自己負担額が軽減されます。

#### （3）重症患者認定申請について

重症患者の認定基準については、重症基準①と重症基準②があります。重症基準①は、すべての認定疾病が対象となっており、重症基準②は、認定疾病が属する疾患群ごとの基準となります（認定疾病以外の疾患群の基準は適用されません）。

受診者が、身体障害1・2級もしくは障害者年金1級の認定を受けており、身体障害者手帳の写しや障害者金証書の写しによって重症基準①を満たすことが確認できる場合には、受診者に当該証明書類を添付の上申請してもらいます。

また、意見書により重症基準①または②に該当することを証する場合には、意見書に重症基準を満たすことがわかる記述がなければいけません。記載から基準に該当することが読み取れない場合には、重症患者不承認となってしまいます。書類審査で認定を行っているため、重症患者認定申請を行う受診者に対しては、別表1の各基準に該当することがわかるよう意見書に必ず記載してください（※）。

なお、重症患者認定申請書は申請者（原則、受診者の保護者）が作成するものです。

※意見書上、「重症患者認定基準に該当する」とされているが、重症患者認定基準に照らしてみると、検査結果の数値や診断結果、治療法等が重症患者認定基準に該当していないというケースが見られます。検査結果の数値や経過、診断、治療法等についても、基準に該当することがわかるよう詳細に記載してください。